

国保・年金

20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

国民年金(基礎年金)3つのメリット

- 老齢基礎年金**
老後を支えます。
- 障害基礎年金**
病気やけがで障害の状態になったときに支えます。
- 遺族基礎年金**
加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます。

世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

収入などがなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満などの保険料納付猶予制度)があります。

○「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

○「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

しかし、収入を得られるようになり、保険料の納付が可能となった時に「追納制度」を利用すれば、将来受け取る年金を増額することができます。

※20歳になったときの国民年金の手続きなどについては、市国保年金課国民年金係または大田原年金事務所までお問い合わせください。

■問い合わせ

市国保年金課国民年金係
TEL (23) 8928
大田原年金事務所
TEL (22) 6313

国保加入者が亡くなったときの葬祭費の申請はお済みですか

大田原市国民健康保険の加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

- 支給額** 5万円
- 申請に必要なもの**
・喪主の方の印かん
・喪主の方の名義の預金通帳
・会葬礼状など喪主の確認ができるもの
- 時効** 葬祭を行ってから2年が経過すると、時効となり申請ができなくなりますのでご注意ください。

※大田原市国民健康保険以外に加入されていた方については、加入していた健康保険にご確認ください。

国保年金課医療助成係
TEL (23) 8792

教育・文化・教養

那須与一伝承館 ひな祭り期間特別展示 「那須家の雛人形」

那須与一伝承館では、ひな祭り期間の特別展示として、那須家伝来の雛人形を展示します。

江戸時代に名門那須家で用いられた雛人形の風格を、ぜひこの機会にお楽しみください。



那須家の雛人形(那須家所蔵)

●期間

1月29日(火)～3月3日(日)
午前9時～午後5時
(入館は午後4時30分まで)

●場所

那須与一伝承館展示室
※休館日 毎月第2・4月曜日
(祝日の場合はその翌日)

●観覧料

高校生以上 300円
中学生以下 無料

※団体料金は10名以上 250円

■問い合わせ

那須与一伝承館
TEL (20) 0220

